

各都道府県支部と本部を結ぶ

令和7年2月25日

随時発行

全国小売酒販政治連盟

東京都目黒区中目黒2-1-27

Tel 03 (3714) 0172

※速報版のため事後修正の可能性有り

酒政連だより

平デジタル大臣へ 対面販売・酒類販売管理研修制度の堅持 を緊急要望



左から黄川田議員、田中街酒議連会長、平デジタル大臣、吉田酒政連会長

昨年、経済団体より「デジタル技術を活用した完全無人店舗での酒類の販売」を求める規制改革要望が提出されたことを受け、酒政連では各党議員への個別の陳情のほか、1月29日には自民党「街の酒屋さんを守る国会議員の会（会長 田中和徳衆議院議員）」緊急総会を開催いただき、議連と酒政連の連名で関係大臣へ「対面販売を原則とする現行制度の堅持」と「完全無人店舗の禁止」を要望することを承認いただきました。（令和7年1月30日「酒政連だより」既報）

2月21日、田中街酒議連会長、黄川田仁志衆議院議員（埼玉3区）と酒政連吉田会長が、平デジタル大臣・内閣府特命担当大臣（規制改革）を訪問し対面販売の堅持を求める要望を行いました。

田中会長、黄川田議員、吉田会長より説明を受けて平大臣からは次のような発言がありました。

「諸外国と比べ日本は酒類に関する規制が緩いと認識している。デジタル化を容認したら WHO などからの反発も懸念される。様々な意見があることは承知しているが、国民の健康を守る観点からも議論を進めていきたい。」



●完全無人店舗とは？

デジタル技術で年齢確認を行う無人レジは、既に一部コンビニ等において導入されています。これは消費者自ら決済し従業員を介すことなく酒類を購入するものですが、店舗内（バックヤードを含む）には従業員がおり、何らかのトラブルがあれば人が対応するものです。一方、今般経済団体から提出された要望は、デジタル技術を活用することで、店舗内に従業員が全くいない完全無人店舗における酒類の販売を求めるものです。

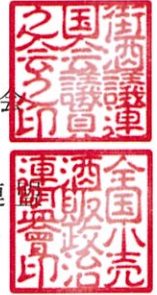
対面販売・酒類販売管理研修制度の堅持のため、中央会・政治連盟では引き続き各方面へ働きかけてまいります。

要望書並びに酒政連資料「酒類の対面販売の原則を堅持すべき理由」は、別紙をご参照ください。

令和7年2月21日

デジタル大臣
平 将明 殿

自由民主党 街の酒屋さんを守る国会議員の会
会長 田中 和徳
全国小売酒販政治連
会長 吉田 精孝



完全無人店舗における酒類の販売禁止を求める要望書

去る1月29日、当議員連盟（衆議院議員126名、参議院議員45名）の緊急総会が開催されました。議題として、酒類小売業界から「酒類の販売に際しては、引き続き対面販売を原則とし、酒類販売管理者等が常駐し、年齢確認や飲酒運転、アルコール健康障害、飲酒に起因する様々な事件・事故・トラブル等の未然防止等の社会的要請に応える必要から、完全無人店舗における酒類の販売は禁止すべき」旨の要望書が提出されました。

酒類の販売に際してはその特殊性から、年齢確認のみならず、社会的な管理のもとに販売される必要があります。諸外国と比べても我が国は時間・場所を問わず酒類が購入できる状況にあることから、対面販売を原則とする現在の販売方法を堅持すべきです。これは、WHO（2010年採択「アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略」）をはじめとする世界的潮流にも合致するものです。

また、当議員連盟が中心となり平成28年に成立しました改正酒類業組合法において、酒類の適正な販売管理の確保のため、酒類小売販売場に1名選任される酒類販売管理者のための酒類販売管理研修の受講（・再受講）が義務化されており、従業員の常駐しない完全無人店舗については、その目的が十分に果たされないことは明らかなです。

小売店におけるデジタル技術の活用による省人化・省力化を否定するものではありませんが、酒類については致酔性飲料という特殊性があり、国民の健康、安心、安全の観点からも原則対面で販売されるべきと考えます。

以下を要望いたしますので、政府におかれましては酒類の販売に際し、特段の配慮をお願いいたします。

記

- 一、酒類販売管理者制度並びに酒類の致酔性飲料という特殊性に鑑み、酒類の小売販売に際しては、必ず店舗内に酒類販売管理者またはそれに代わる者を常駐させること
- 一、上記理由から対面販売の原則を維持し、完全無人店舗における酒類の販売は禁止すること

以上

酒類の対面販売の原則を堅持すべき理由

- 1 酒類は他の一般食品とは異なり、致酔性・依存性といった特殊性があることから、その販売について適正な管理が求められています。
- 2 平成28年に成立した改正酒類業組合法（議員立法）により、酒類小売業者は販売場ごとに酒類販売管理者を選任し、酒類販売管理研修を3年毎に受講させることが義務付けられており、完全無人店舗の場合、この制度を形骸化させる恐れがあります。
- 3 WHOは「アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略」を全会一致で採択し、国の取りうる政策の選択肢として「アルコールの入手規制」を挙げています。様々な国で販売規制が行われており、例えば米国では対面での販売を義務付けている地域もあります。
- 4 我が国においても令和6年2月に、厚生労働省が「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」を策定・公表するなど、酒類を取り巻く環境は大きく変化しています。
- 5 令和6年11月に改正道路交通法により、自転車の「酒気帯び運転」の罰則が強化されました。小売酒販組合では、対面販売を通じて改正法の周知や販売に際しての声掛けを実施し、啓発に努めています。また、“顔が見える商売”をしている酒販組合員の店舗では、対面販売により、20歳未満の飲酒、飲酒運転、アルコール健康障害に留意した販売を日頃より行っているほか、問題が疑われる場合、必要に応じて警察へ通報するなど、重大トラブルを未然に防ぐ役割を果たしています。
- 6 酒類の販売には免許制度が敷かれ、酒類小売業者には様々な社会的要請に対し、適正かつ確実な対応が求められています。完全無人店舗において、ハードやシステムの問題による販売トラブルが発生した場合、責任の所在が曖昧になる可能性があります。
- 7 対面販売の堅持を求める要望は、当会のほか、主婦連合会や依存関連問題の予防に取り組むNPO法人等からも提出されています。

我が国はいつでも、どこでも酒類が販売・購入できる環境にあります。
これ以上酒類を“買いやすく”することは真の国民・消費者利益と言えるでしょうか。

適正な販売管理の確保のため酒類の 対面販売を堅持すべき です。